

岡山市建設工事競争入札参加資格要件の設定に関する要綱

令和 7 年 3 月 1 7 日財政局長決裁

令和 7 年 4 月 1 日適用

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、岡山市契約規則（平成元年市規則第 6 3 号。以下「規則」という。）、岡山市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 2 1 年市規則第 1 1 2 号。以下「特例規則」という。）、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和 6 1 年市告示第 1 2 0 号。以下「審査等に関する事項について」という。）及び岡山市特定建設工事共同請負制度取扱要綱（以下「共同請負制度取扱要綱」という。）に定めるものを除くほか、岡山市が発注する建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事（以下「工事」という。）の請負契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格要件（以下「資格要件」という。）の設定に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 営業所 建設業法第 3 条第 1 項に規定する営業所をいう。
- (2) 市内業者 岡山市内に主たる営業所を有する者をいう。
- (3) 準市内業者 前号に掲げるものを除き岡山市内に建設業法第 3 条第 1 項の規定による許可を受けている従たる営業所を有する者をいう。
- (4) 市外業者 前 2 号に掲げる者以外の者をいう。
- (5) 従業員数 5 0 人以上の準市内業者 直近の法人市民税の確定申告における岡山市分の従業員数が 5 0 人以上であり、かつ、岡山市の市民税を課税され、特別徴収を行っている従業員数が 5 0 人以上である準市内業者をいう。
- (6) 従業員数 1 0 人以上の準市内業者 直近の法人市民税の確定申告における岡山市分の従業員数が 1 0 人以上であり、かつ、岡山市の市民税を課税され、特別徴収を行っている従業員数が 1 0 人以上である準市内業者をいう。

- (7) 許容価格 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 3 項に規定する予定価格のことをいい、消費税及び地方消費税相当額を含んだものをいう。
- (8) 税抜き許容価格 許容価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。
- (9) 同種工事 競争入札の対象となる工事（以下「対象工事」という。）と同種類の工事をいう。
- (10) 小規模工事 岡山市小規模工事取扱規程（平成 15 年市訓令甲第 73 号）第 2 条に規定する小規模工事をいう。
- (11) 特殊工事 グラウト工事，法面工事，PC 工事及び下水道管きょ更生工事（以下「管きょ更生工事」という。）等特殊な施工技術等を必要とする工事で、岡山市競争入札参加資格等審査委員会規程（平成 13 年市訓令甲第 26 号）第 2 条に規定する岡山市競争入札参加資格等審査委員会（以下「審査委員会」という。）が指定する工事をいう。
- (12) 大型工事 許容価格 1 億 5,000 万円以上の工事をいう。ただし、許容価格 10 億円以上の工事及び共同請負制度取扱要綱に規定する特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）により施工する工事を除く。
- (13) 中学校区等 岡山市立の小学校，中学校及び義務教育学校の就学に関する規則（昭和 30 年市教育委員会規則第 1 号）別表第 1 中学校の欄に掲げる中学校の区分ごとに通学区域の欄に掲げる区域及び同規則別表第 3 義務教育学校の欄に掲げる義務教育学校の区分ごとに通学区域の欄に掲げる区域をいう。

（共通資格要件）

第 3 条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。ただし、この条から第 5 条までにおいては、共同企業体を除くものとする。）は、次の資格要件に該当しなければならない。ただし、特殊な技術を要する場合、緊急を要する場合等で、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び規則第 2 条第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 同種工事について、建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 18 条の 2 に規定する期間内に建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査（以下

「経営事項審査」という。)を受けていること。

- (3) 同種工事について、審査等に関する事項についてに基づき競争入札参加資格が決定され、規則第4条の規定に基づく有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載されていること。
- (4) 対象工事について審査等に関する事項について第5条の規定により決定された等級及び経営事項審査に基づき算定された建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値（事業協同組合に係る競争入札参加資格及び審査のための客観的審査事項に関する特例について（平成11年市告示第240号。以下「客観的審査事項に関する特例について」という。）第2条の規定に該当する事業協同組合（以下「事業協同組合」という。）にあっては、客観的審査事項に関する特例について第5条の規定により決定された等級及び総合評定値）について、市長が定める基準を満たすこと。
- (5) 岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (6) 対象工事が特例規則第1条に規定する特定調達契約に係る競争入札以外の場合は、岡山市内に建設業法第3条第1項の規定による許可を受けている営業所を有すること。
- (7) 対象工事の許容価格が1億円以上の場合は、同種工事について、建設業法第3条第1項の規定により、特定建設業の許可を受けていること。
- (8) 対象工事が許容価格1億円未満の下水道管理設工事のうち推進工事部分が5,000万円以上の工事に該当する場合は、特定建設業の許可を受けていること。ただし、一般建設業の許可を受けている者が、公益社団法人日本推進技術協会認定の推進工事技士の資格を有する者（以下「推進工事技士」という。）を当該工事に専任で配置できる場合は、この限りでない。
- (9) 対象工事に配置を予定する技術者等について、次の基準を満たすこと。ただし、対象工事が許容価格3億円未満の土木工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事、舗装工事、しゅんせつ工事、造園工事及び解体工事並びに対象工事が許容価格2億円未満のその他の工事の場合にあって、ア、イ又はウにおいて、建設業法第26条第3項第2号の規定により監理技術者の行うべき職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を当該対象工事に専任で配置するときは、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第30条に規定する数の範囲内において監理技術者

（建設業法第26条第5項の規定に該当する者に限る。以下「監理技術者」という。）を兼務で配置できるものとする。

ア 対象工事の許容価格が1億円以上の場合は、監理技術者を専任で配置できること。

イ 対象工事の許容価格が4,500万円（対象工事が建築工事である場合は、9,000万円。以下この号において同じ。）以上1億円未満の場合は、建設業法第26条第1項に規定する主任技術者（以下「主任技術者」という。）を専任で配置できること。

ウ 上記イの規定にかかわらず、対象工事が許容価格1億円未満の下水道管理設工事のうち推進工事部分が5,000万円以上の工事に該当する場合は、監理技術者を専任で配置できること。ただし、主任技術者及び推進工事技士を専任で配置できる場合は、この限りでない。この場合において、主任技術者と推進工事技士は1人の者が兼ねることができるものとする。

エ 対象工事が管径800ミリメートル以上の推進工事を含む下水道管理設工事の場合は、推進工事技士を専任で配置できること。

オ 対象工事の許容価格が4,500万円未満の場合は、主任技術者を配置できること。この場合において、1人の主任技術者が兼務できる許容価格4,500万円未満の工事（小規模工事を除く。）の件数は、3件までに限るものとする。

カ 対象工事が建築士法（昭和25年法律第202号）第3条、第3条の2又は第3条の3に規定する建築物に係る建築工事の場合は、原則として同法第3条、第3条の2又は第3条の3に規定する資格を有する者を雇用していること。

キ 対象工事が許容価格2,000万円以上の舗装工事の場合は、オペレータ資格取得者（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第76条に規定する技能講習のうち車両系建設機械運転技能講習（技能特例講習及び作業安全技術教育を含む。）を修了した者又は同法第59条第3項に規定する特別教育のうち締固め用機械（ローラー類）の特別教育を修了した者、建設業法第27条及び建設業法施行令第27条の3に規定する建設機械施工技術検定に合格した者（第6種に係る2級建設機械施工技術検定合格者を除く。）若しくは職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち職業能力開発促進法施

行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第4の訓練科の欄に掲げる建設機械運転科又は建設機械整備科の訓練（通信の方法によって行うものを除く。）を修了した者をいう。）3人以上を雇用していること。

ク 対象工事に専任で配置する技術者は、建設業法第7条第2号に規定する営業所技術者及び同法第15条第2号に規定する特定営業所技術者以外の者であること。

ケ その他対象工事に配置を予定する技術者等の資格、経験、実績等について、市長が定める基準を満たすこと。

(10) 前号に規定する技術者等については、直接的かつ恒常的に3月以上雇用していること。

(11) 大型工事の入札において、入札参加者が市内業者の場合は、現に大型工事の入札の参加資格の有無の確認を行う対象者（以下この号及び次号において「確認対象者」という。）となってから当該入札に係る契約の履行が完了するまでの間（当該確認対象者が落札者とならなかったときは、当該入札の落札者を決定するまでの間）である工事が、3件（岡山市工事成績評定活用基準第8条に規定する優遇措置を受けている場合は6件）以上でないこと。

(12) 大型工事の入札において、入札参加者が準市内業者又は市外業者の場合は、現に大型工事の確認対象者となってから当該入札に係る契約の履行が完了するまでの間（当該確認対象者が落札者とならなかったときは、当該入札の落札者を決定するまでの間）である工事が無いこと。

(13) 対象工事に係る設計委託業務の受託者でないこと。

2 前項第4号に規定する等級について市長が定める基準は、原則として、審査等に関する事項について第7条に規定する発注基準によるものとする。ただし、特殊な技術を要する場合、緊急を要する場合等で、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

3 対象工事が、土木工事のうちシールド工法（ミニシールド工法を含む。）で施工する工事に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、特A上等級に格付けされた者に限るものとする。この場合において、市外業者が参加できる工事における市外業者の参加資格は、公告で定めるものとする。

(特殊工事以外の工事の資格要件)

第4条 市長は、対象工事が特殊工事以外の工事である場合には、原則として、前条の資格要件に加えて、次の資格要件を定めるものとする。ただし、特殊な技術を要する場合、緊急を要する場合等で、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 対象工事の許容価格が10億円未満の場合は、原則として有資格者名簿に同種工事が第1格付業種として登載されていること。ただし、対象工事が土木工事、建築工事又は解体工事である場合において、その者の格付業種が次の表に該当するときは、この限りでない。

対象工事	第1格付業種	第2又は第3格付業種
土木工事	建築	土木
建築工事	土木	建築
解体工事	土木又は建築	解体

- (2) 別表第1に掲げるエリア並びに別表第2に掲げる対象工事及び許容価格に応じ、参加できる者に該当すること。ただし、これにより難い特別の事由がある場合は、この限りでない。

- (3) 対象工事の許容価格が6,000万円以上の場合、同種工事の施工実績について、市長が定める基準を満たすことが確認できる書類を提出できること。ただし、土木工事については、一般財団法人日本建設情報総合センターの登録内容確認書の竣工時のもの及び図面等関係書類により施工実績が確認できる場合に限る。

- (4) 対象工事の許容価格が2,500万円以上6,000万円未満の場合は、同種工事の施工実績について、市長が定める基準を満たすことが確認できる書類（土木工事については前号ただし書を準用する。）を提出できること（ただし、施工実績として提出する建設工事の請負代金額が2,500万円未満のときであって、かつ、一般財団法人日本建設情報総合センターの登録内容確認書の竣工時のものによることができないときは、図面等関係書類、竣工が確認できる書類及び登録内容確認書（以下「登録内容確認書等」という。）によることができるものとする。）又は建設業法施行規則

第21条の4に規定する通知書（以下「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」という。）の最新のものの当該工事と同種類の工事の平均完成工事高（以下「平均完成工事高」という。）が、市長が定める基準を満たすこと。ただし、事業協同組合においては、対象工事と同種類の工事について有資格者名簿に登載されている構成員のうち、当該工事と同種類の工事における最大の平均完成工事高を持つものの平均完成工事高を当該事業協同組合の平均完成工事高とみなすことができる。

- (5) 前2号において、審査等に関する事項について第3条第1項第1号に規定するISO9000シリーズ認証取得者（以下「ISO9000シリーズ認証取得者」という。）のうち対象工事の工種の施工に関する認証取得をしている者（対象工事がとび・土工・コンクリート工事である場合は、解体工事の施工に関する認証取得をしている者に限る。以下同じ。）については、許容価格1億5,000万円未満の工事の施工実績のうち工種及び金額についての条件を免除することができる。
 - (6) 施工場所が西日本旅客鉄道株式会社の鉄道営業線に近接する工事のうち特に安全管理等が必要な工事（以下「JR近接工事」という。）について、必要があるときは、JR近接工事の施工実績を求めることができる。この場合において、第3号に定めるもののほか、西日本旅客鉄道株式会社の発注工事（元請に限る。）又はJR近接工事（元請に限る。）であることが確認できる書類を求めることができる。
 - (7) 許容価格が1500万SDR未満の建設工事で、対象工事の工種が交通安全施設工事又は体育施設工事の場合の参加者は、審査等に関する事項について第4条に定める資格審査申請において、交通安全施設工事又は体育施設工事への参加を希望し、実績を記載した書面を提出した者とする。この場合において、前記書面で交通安全施設工事又は体育施設工事を希望した者は、許容価格が1500万SDR未満の他の工種の建設工事の入札には参加できない。
 - (8) 対象工事の施工に際して必要と認める場合、工種、工法、規模等施工内容、配置予定技術者の資格及び施工実績その他必要と認める発注する工事ごとに決定する条件を満たすものであること。
- 2 市長は、前項第2号の規定により資格要件を設定した場合、入札参加者が少なく十分な競争性が確保できないと認めるときは、別表第1に掲げるエリアの直近上位のエリア

まで、更に不足するときはその上位のエリアまで、順次参加可能なエリアを広げることができるものとする。この場合において、市内業者及び第2条第5号に規定する従業員数50人以上の準市内業者だけでは十分な競争性が確保できないと認めるときは、準市内業者又は市外業者まで対象を広げることができる。

(特殊工事の資格要件)

第5条 市長は、対象工事が特殊工事である場合において、必要があると認めるときは、第3条の資格要件に加えて、次の資格要件を定めることができるものとする。

(1) 有資格者名簿に次の表に掲げる対象工事に対応する工種が格付業種として登載されていること。

対 象 工 事	格 付 業 種
グラウト工事	第1, 第2又は第3格付業種がとび・土工・コンクリート
法面工事	
P C 工事	第1格付業種が土木又は第1格付業種が建築で第2若しくは第3格付業種が土木
管きょ更生工事	第1, 第2又は第3格付業種が土木

(2) 法面工事について、許容価格が500万円未満の場合は、最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書において、平均完成工事高の法面処理分が、とび・土工・コンクリート分の2分の1以上であること又は市長が定める施工実績があることとし、許容価格500万円以上の場合は、市長が定める施工実績があること。

(3) グラウト工事及びP C 工事については、市長が定める施工実績があること。

(4) 管きょ更生工事については、市内業者又は従業員数50人以上の準市内業者であること。また、管きょ更生を行う施工延長が250メートル以上500メートル未満の発注工事については、同一工事で当該発注工事の施工延長の4分の1以上、500メートル以上の発注工事については、施工延長の3分の1以上の施工実績があること。

(5) 対象工事の施工に際して必要と認める場合、工種、工法、規模等施工内容、配置予定技術者の資格及び施工実績その他必要と認める発注する工事ごとに決定する条件を満たすものであること。

(6) 第2号から前号までの施工実績は、登録内容確認書等により確認できる場合に限る。

(準用)

第6条 前3条の規定は、共同企業体を結成して一般競争入札に参加しようとする者の資格要件について、また、第3条第1項第9号及び第10号の規定は、入札参加者が共同企業体であるときの参加資格要件について、それぞれ準用する。ただし、設計業者である構成員については、第3条第1項第1号、第3号、第5号及び第13号の規定のみを準用する。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第3項に該当する工事が、共同請負制度取扱要綱第3条に規定する対象工事である場合においては、共同企業体の代表者の等級が特A上等級に格付された者とする。この場合において、市外業者が参加できる工事における市外業者の参加資格は、公告で定めるものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成25年3月22日財政局長決裁）

この要綱は、平成25年4月1日以後に公告する工事から適用する。

附 則（平成26年1月31日財政局長決裁）

(適用期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日（以下「適用日」という。）以後に契約を締結する工事から適用する。

(経過措置)

2 適用日前に、改正前の岡山市建設工事競争入札参加資格要件の設定に関する要綱第3条第1項第14号及び第15号の規程により共通資格要件を満たしていなかった者については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月31日財政局長決裁）

この要綱は、平成28年4月1日以後に公告する工事について適用する。ただし、改正後の第4条第1項第3号及び同項第4号の規定は、平成28年7月1日以後に公告する工

事について適用し、同日前の公告に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（平成２８年５月３０日財政局長決裁）

（適用期日）

- 1 この要綱は、平成２８年６月１日から施行し、同日以後に公告する工事について適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の第２条第９号の規定にかかわらず、令和元年５月３１日までに公告する工事については、競争入札の対象となる建設工事の種類が解体工事の場合は、解体工事に加えてとび・土工・コンクリート工事を解体工事と同種類の工事とみなす。

附 則（平成２８年６月２４日財政局長決裁）

この要綱は、平成２８年７月１日以後に公告する工事について適用する。

附 則（平成３１年３月１２日財政局長決裁）

この要綱は、平成３１年４月１日以後に公告する工事について適用する。

附 則（令和元年５月２０日財政局長決裁）

この要綱は、令和元年６月１日以後に公告する工事について適用する。

附 則（令和２年９月３０日財政局長決裁）

この要綱は、令和２年１０月１日以後に公告する工事について適用する。

附 則（令和２年１０月１３日財政局長決裁）

この要綱は、令和２年１０月１３日以後に公告する工事について適用する。

附 則（令和４年１２月２６日財政局長決裁）

この要綱は、令和５年１月１日以後に公告する工事について適用する。

附 則（令和５年３月２２日財政局長決裁）

この要綱は、令和５年４月１日以後に公告する工事について適用する。

附 則（令和７年１月１０日財政局長決裁）

この要綱は、令和７年２月１日以後に公告する工事について適用する。

附 則（令和７年３月１７日財政局長決裁）

この要綱は、令和７年４月１日以後に公告する工事について適用する。

別表第 1（第 4 条関係）

全市エリア	大エリア	中エリア	小エリア	中 学 校 区 等
市内全域	北区	北区Ⅰ	北区Ⅰ－１	岡北 岡山中央
			北区Ⅰ－２	京山 石井
			北区Ⅰ－３	桑田 岡輝
			北区Ⅰ－４	御南 吉備
		北区Ⅱ	北区Ⅱ－１	中山 高松
			北区Ⅱ－２	香和 足守
			北区Ⅱ－３	御津 建部
	中区	中区	中区－１	竜操 高島 操山
			中区－２	東山 操南 富山
	東区	東区	東区－１	旭東 上南
			東区－２	西大寺 山南学園
			東区－３	上道 瀬戸
	南区	南区Ⅰ	南区Ⅰ－１	芳田 芳泉 福浜
			南区Ⅰ－２	福南 光南台
		南区Ⅱ	南区Ⅱ－１	妹尾 福田
			南区Ⅱ－２	興除 藤田 灘崎

別表第 2（第 4 条関係）

1 土木工事

対象工事の許容価格	参加できる者	
	等 級	営業所の属するエリア等
1500万SDR以上	公告で定める者	公告で定める者
10億円以上1500万SDR未満	特A上	準市内業者及び市内業者
8 億円以上10億円未満	特A上	従業員数10人以上の準市内業者及び市内業者 （特A下は特定建設工事共同企業体対象工事（以下「JV工事」という。）に限る。）
	特A下	
5 億円以上 8 億円未満	特A上	市内業者（全市エリア）
	特A下	（特A下はJV工事に限る。）
3 億円以上 5 億円未満	特A上	市内業者（全市エリア）
2 億円以上 3 億円未満	特A上	市内業者（全市エリア）
	特A下	市内業者（大エリア） （中区，東区は中区・東区エリア）
1 億円以上 2 億円未満	特A上	市内業者（全市エリア）
	特A下	市内業者（大エリア）
6 千万円以上 1 億円未満	特A下	市内業者（大エリア）
	A	市内業者（大エリア） （北区は中エリア）
5 千万円以上 6 千万円未満	特A下	市内業者（大エリア）
	A	市内業者（大エリア） （北区は中エリア）
2 千 5 百万円以上 5 千万円未満	A	市内業者（中エリア）

	B	市内業者（小エリア） （北区Ⅰ－４，中区－１は中学校区等）
2千5百万円未満	B	市内業者（小エリア） （北区Ⅰ－４・Ⅱ－１・Ⅱ－２，中区－１，東区－２，南区Ⅱ－２は中学校区等）
	C	市内業者（中学校区等） （北区Ⅰ－１・Ⅰ－２・Ⅰ－３・Ⅱ－３，東区－１，南区Ⅰ－２・Ⅱ－１は小エリア）

注１：上表の許容価格10億円未満については，第１格付業種が土木の者のエリアを示し，第２又は第３格付業種が土木の者（第１格付業種が建築の者に限る。）のエリアは，許容価格１億円未満は中学校区等，１億円以上10億円未満は第１格付業種が土木の者と同じとする。許容価格10億円以上については，格付順位は問わない。

注２：第２条第５号に規定する従業員数５０人以上の準市内業者は，上表中の市内業者とみなす。

2 建築工事，大工工事

対象工事の許容価格	参加できる者	
	等級	営業所の属するエリア等
1500万SDR以上	公告で定める者	公告で定める者
20億円以上1500万SDR未満	特Ａ上	準市内業者及び市内業者
15億円以上20億円未満	特Ａ上	準市内業者及び市内業者 （特Ａ下※はＪＶ工事に限る。）
	特Ａ下※	
13億３千万円以上15億円未満	特Ａ上	準市内業者及び市内業者
10億円以上13億３千万円未満	特Ａ上	準市内業者及び市内業者 （特Ａ下※はＪＶ工事に限る。）
	特Ａ下※	
８億円以上10億円未満	特Ａ上	従業員数10人以上の準市内業者及び市内業者
	特Ａ下	

	A※	(特A下, A※はJ V工事に限る。)
6 億 6 千万円以上 8 億円未満	特A上	市内業者 (全市エリア)
	特A下	(特A下, A※はJ V工事に限る。)
	A※	
5 億円以上 6 億 6 千万円未満	特A上	市内業者 (全市エリア)
	特A下	(特A下, AはJ V工事に限る。)
	A	
4 億円以上 5 億円未満	特A上	市内業者 (全市エリア)
3 億円以上 4 億円未満	特A上	市内業者 (全市エリア)
	特A下※	
2 億円以上 3 億円未満	特A上	市内業者 (全市エリア)
	特A下	市内業者 (大エリア)
	A※	(中区, 東区は中区・東区エリア)
1 億円以上 2 億円未満	特A上	市内業者 (全市エリア)
	特A下	市内業者 (大エリア)
	A	(中区, 東区は中区・東区エリア)
6 千万円以上 1 億円未満	特A下	市内業者 (全市エリア)
	A	市内業者 (大エリア) (中区, 東区は中区・東区エリア)
	B	市内業者 (大エリア)
5 千万円以上 6 千万円未満	特A下	市内業者 (全市エリア)
	A	市内業者 (大エリア) (中区, 東区は中区・東区エリア)
	B	市内業者 (大エリア)
1 千 5 百万円以上 5 千万円未満	A	市内業者 (大エリア) (中区, 東区は中区・東区エリア)
	B	市内業者 (大エリア)

	C	市内業者（中エリア）
1千5百万円未満	B	市内業者（大エリア） （中区，東区は中区・東区エリア）
	C	市内業者（大エリア）

注1：上表の許容価格10億円未満については，第1格付業種が建築の者のエリアを示し，第2又は第3格付業種が建築の者（第1格付業種が土木の者に限る。）のエリアは，許容価格1億円未満は中学校区等，1億円以上10億円未満は第1格付業種が建築の者と同じとする。許容価格10億円以上については，格付順位は問わない。

注2：※印の等級については，建築工事の施工に関するISO9000シリーズ認証取得者に限る。

注3：第2条第5号に規定する従業員数50人以上の準市内業者は，上表中の市内業者とみなす。

3 解体工事

対象工事の許容価格	参加できる者	
	等級	営業所の属するエリア等
1500万SDR以上	公告で定める者	公告で定める者
20億円以上1500万SDR未満	特A上	準市内業者及び市内業者
15億円以上20億円未満	特A上	準市内業者及び市内業者 （特A下※はJV工事に限る。）
	特A下※	
13億3千万円以上15億円未満	特A上	準市内業者及び市内業者
10億円以上13億3千万円未満	特A上	準市内業者及び市内業者 （特A下※はJV工事に限る。）
	特A下※	
8億円以上10億円未満	特A上	従業員数10人以上の準市内業者及び市内業者 （特A下はJV工事に限る。）
	特A下	
6億6千万円以上8億円未満	特A上	市内業者（全市エリア） （特A下はJV工事に限る。）
	特A下	
5億円以上6億6千万円未満	特A上	市内業者（全市エリア） （特A下，A※はJV工事に限る。）
	特A下	
	A※	
4億円以上5億円未満	特A上	市内業者（全市エリア）

3 億円以上 4 億円未満	特 A 上	市内業者（全市エリア）	
	特 A 下※		
2 億円以上 3 億円未満	特 A 上	市内業者（全市エリア）	
	特 A 下		
1 億円以上 2 億円未満	特 A 上	市内業者（全市エリア）	
	特 A 下		
	A※		
8 千万円以上 1 億円未満	特 A 上・下・A	第 1 格付	市内業者（全市エリア）
		第 2 又は第 3 格付	
6 千万円以上 8 千万円未満	特 A 下	第 1 格付	市内業者（全市エリア）
		第 2 又は第 3 格付	
	A	第 1 格付	市内業者（全市エリア）
		第 2 又は第 3 格付	市内業者（大エリア） （中区，東区は中区・東区エリア）
	B	第 1 格付	市内業者（全市エリア）
		第 2 又は第 3 格付	市内業者（中エリア）
4 千万円以上 6 千万円未満	特 A 下	第 1 格付	市内業者（全市エリア）
		第 2 又は第 3 格付	

	A	第 1 格付	市内業者（全市エリア）
		第 2 又は第 3 格付	市内業者（大エリア） （中区，東区は中区・東区エリア）
	B	第 1 格付	市内業者（全市エリア）
		第 2 又は第 3 格付	市内業者（小エリア）
1 千 5 百万円以上 4 千万円未満	A	第 1 格付	市内業者（全市エリア）
		第 2 又は第 3 格付	市内業者（中エリア）
	B・C	第 1 格付	市内業者（全市エリア）
		第 2 又は第 3 格付	市内業者（小エリア）
1 千 5 百万円未満	B・C	第 1 格付	市内業者（全市エリア）
		第 2 又は第 3 格付	市内業者（小エリア）

注 1：「第 1 格付」は第 1 格付業種が解体の者を示し，「第 2 又は第 3 格付」は土木又は建築が第 1 格付業種で，解体が第 2 又は第 3 格付業種の者を示す。許容価格 1 億円以上 10 億円未満の第 2 又は第 3 格付の者のエリアは，第 1 格付が解体の者と同じとする。許容価格 10 億円以上については，格付順位は問わない。

注 2：※印の等級については，解体工事の施工に関する ISO 9000 シリーズ認証取得者に限る。

注 3：第 2 条第 5 号に規定する従業員数 50 人以上の準市内業者は，上表中の市内業者とみなす。

4 電気工事

対象工事の許容価格	参加できる者	
	等 級	営業所の属するエリア等
1500 万 SDR 以上	公告で定める者	公告で定める者
10 億円以上 1500 万 SDR 未満	特 A	準市内業者及び市内業者
2 億円以上 10 億円未満	特 A	従業員数 10 人以上の準市内業者及び
	A	市内業者

		(AはJ V工事に限る。)
1 億円以上 2 億円未満	特 A	従業員数10人以上の準市内業者及び 市内業者
	A	
6 千万円以上 1 億円未満	特 A	市内業者 (全市エリア)
	A	
2 千万円以上 6 千万円未満	特 A	市内業者 (全市エリア)
	A	
	B	市内業者 (大エリア) (中区, 東区は中区・東区エリア)
1 千万円以上 2 千万円未満	A	市内業者 (大エリア) (中区, 東区は中区・東区エリア)
	B	
	C	
1 千万円未満	B	市内業者 (大エリア) (中区, 東区は中区・東区エリア)
	C	

注1：許容価格10億円未満については、第1格付業種の者に限る。許容価格10億円以上については、格付順位は問わない。

注2：第2条第5号に規定する従業員数50人以上の準市内業者は、上表中の市内業者とみなす。

5 管工事, 水道工事

対象工事の許容価格	参加できる者	
	等 級	営業所の属するエリア等
1500万SDR以上	公告で定める者	公告で定める者
10億円以上1500万SDR未満	特 A	準市内業者及び市内業者
2 億円以上10億円未満	特 A	従業員数10人以上の準市内業者及び 市内業者 (AはJ V工事に限る。)
	A	
1 億円以上 2 億円未満	特 A	従業員数10人以上の準市内業者及び 市内業者
	A	
6 千万円以上 1 億円未満	特 A	市内業者 (全市エリア)

	A	
2 千万円以上 6 千万円未満	特A	市内業者（全市エリア）
	A	
	B	市内業者（大エリア） （中区，東区は中区・東区エリア）
1 千万円以上 2 千万円未満	A	市内業者（大エリア） （中区，東区は中区・東区エリア）
	B	市内業者（大エリア）
	C	市内業者（中エリア）
1 千万円未満	B	市内業者（大エリア） （中区，東区は中区・東区エリア）
	C	市内業者（中エリア）

注1：許容価格10億円未満については，第1格付業種の者に限る。許容価格10億円以上については，格付順位は問わない。

注2：第2条第5号に規定する従業員数50人以上の準市内業者は，上表中の市内業者とみなす。

6 舗装工事

対象工事の許容価格	参加できる者	
	等 級	営業所の属するエリア等
1500万SDR以上	公告で定める者	公告で定める者
1 億円以上1500万SDR未満	特A	準市内業者及び市内業者
	A	
6 千万円以上 1 億円未満	特A	市内業者（全市エリア）
	A	
2 千万円以上 6 千万円未満	特A	市内業者（全市エリア）
	A	
1 千万円以上 2 千万円未満	A	市内業者（全市エリア）
	B	市内業者（大エリア） （中区，東区は中区・東区エリア）

6 百万円以上 1 千万円未満	A	市内業者（大エリア）
	B	（中区，東区は中区・東区エリア）
	C	市内業者（大エリア）
6 百万円未満	B	市内業者（大エリア） （中区，東区は中区・東区エリア）
	C	市内業者（大エリア）

注 1：許容価格10億円未満については，第 1 格付業種の者に限る。許容価格10億円以上については，格付順位は問わない。

注 2：第 2 条第 5 号に規定する従業員数 5 0 人以上の準市内業者は，上表中の市内業者とみなす。

7 造園工事

対象工事の許容価格	参加できる者	
	等 級	営業所の属するエリア等
1500万SDR以上	公告で定める者	公告で定める者
6 億 6 千万円以上1500万SDR未満	特 A	準市内業者及び市内業者
5 億円以上 6 億 6 千万円未満	特 A	準市内業者及び市内業者 （A は J V 工事に限る。）
	A	
2 億円以上 5 億円未満	特 A	準市内業者及び市内業者
1 億円以上 2 億円未満	特 A	準市内業者及び市内業者
	A	
6 千万円以上 1 億円未満	特 A	市内業者（全市エリア）
	A	
2 千万円以上 6 千万円未満	特 A	市内業者（全市エリア）
	A	
	B	
1 千万円以上 2 千万円未満	A	市内業者（全市エリア）
	B	
	C	市内業者（大エリア） （中区，東区は中区・東区エリア）

1 千万円未満	B	市内業者（全市エリア）
	C	市内業者（大エリア） （中区，東区は中区・東区エリア）

注 1：許容価格10億円未満については，第 1 格付業種の者に限る。許容価格10億円以上については，格付順位は問わない。

注 2：第 2 条第 5 号に規定する従業員数 5 0 人以上の準市内業者は，上表中の市内業者とみなす。

8 機械器具設置工事，塗装工事，防水工事，電気通信工事，鋼構造物工事

対象工事の許容価格	参加できる者	
	等 級	営業所の属するエリア等
1500万SDR以上	公告で定める者	公告で定める者
6 億 6 千万円以上1500万SDR未満	特 A	準市内業者及び市内業者
5 億円以上 6 億 6 千万円未満	特 A	準市内業者及び市内業者 （A は J V 工事に限る。）
	A	
2 億円以上 5 億円未満	特 A	準市内業者及び市内業者
1 億円以上 2 億円未満	特 A	準市内業者及び市内業者
	A	
6 千万円以上 1 億円未満	特 A	市内業者（全市エリア）
	A	
2 千万円以上 6 千万円未満	特 A	市内業者（全市エリア）
	A	
	B	
2 千万円未満	特 A	市内業者（全市エリア）
	A	
	B	
	C	

注 1：許容価格10億円未満については，第 1 格付業種の者に限る。許容価格10億円以上については，格付順位は問わない。

注 2：第 2 条第 5 号に規定する従業員数 5 0 人以上の準市内業者は，上表中の市内業者とみなす。

9 その他工事（体育施設工事，交通安全施設工事を含む）

対象工事の許容価格	参加できる者	
	等 級	営業所の属するエリア等
1500万SDR以上	公告で定める者	公告で定める者
6 億 6 千万円以上1500万SDR未満	特A(上・下)	準市内業者及び市内業者
5 億円以上 6 億 6 千万円未満	特A(上・下)	準市内業者及び市内業者 (AはJ V工事に限る。)
	A	
2 億円以上 5 億円未満	特A(上・下)	準市内業者及び市内業者
1 億円以上 2 億円未満	特A(上・下)	準市内業者及び市内業者
	A	
6 千万円以上 1 億円未満	特A(上・下)	市内業者（全市エリア）
	A	
2 千万円以上 6 千万円未満	特A(上・下)	市内業者（全市エリア）
	A	
	B	
2 千万円未満	特A(上・下)	市内業者（全市エリア）
	A	
	B	
	C	

注1：許容価格10億円未満については，第1格付業種の者に限る。許容価格10億円以上については，格付順位は問わない。

注2：第2条第5号に規定する従業員数50人以上の準市内業者は，上表中の市内業者とみなす。